

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年5月11日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	令和7年6月4日 午後1時30分頃 高山市下林町718番地先（市道高山下林線）	
	事故の概要	自転車の前輪が、歩道の側溝蓋の欠損部に引っ掛かったことによる自転車転倒事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身（左手首骨折）	物損（自転車等）
	被害総額・市の過失割合	331,720円・100分の80	95,597円・100分の80
	賠償金	265,376円	76,478円
	内訳	保険金 265,376円	76,478円
		一般財源 0円	0円
	専決年月日	令和8年4月16日 地方自治法第180条第1項	
2	発生時期・場所	令和8年3月18日 午前10時50分頃 高山市山田町831番地44（飛驒特別支援学校敷地内）	
	事故の概要	後退した学校給食配送車による雨樋（堅樋）の破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（雨樋（堅樋））
	被害総額・市の過失割合	—	366,300円・100分の100
	賠償金	—	366,300円
	内訳	保険金 —	366,300円
		一般財源 —	0円
	専決年月日	令和8年4月21日 地方自治法第180条第1項	